

南牧村小中学校建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南牧村立小中学校の施設整備等に関し、全村一体となって学校づくりを進めるため、南牧村小中学校建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、南牧村立小中学校の施設整備等に関し、調査及び検討を行い、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で組織し、村長が委嘱する。

- (1) 南牧村教育委員
- (2) 南牧村立小・中学校代表
- (3) 南牧村立小・中学校の保護者代表
- (4) 南牧村立保育園の保護者代表
- (5) 地域住民の代表
- (8) 学識経験者
- (9) 村長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は公開する。
- 4 委員会は会議の議事録を作成し、速やかにこれを公表する。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課及び教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第8条 委員会は専門的な検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 専門部会は、検討した事項を委員会に報告する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月 日から施行する。